

保存版 目立つところに貼ってください

令和6年7月2日

保護者の皆様へ

京都市立大宅小学校
校長 水田 眞吾

台風等に対する非常措置についてのお知らせ（改訂版）

（土砂災害に対する警戒レベル4が発令された場合、暴風警報に準じた措置を取るを追加）

本校においては、台風（大雨・暴風）により京都市（テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」（大雨・暴風など6種類）または「暴風警報」が発令された場合および大宅学区に「警戒レベル4」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前0時までに解除になった場合 … 5校時（13:30）から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合… 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前 7時までに解除になった場合…平常授業
 - ・午前 9時までに解除になった場合…3校時（10時35分）から始業
 - ・午前 11時までに解除になった場合…5校時から始業（給食は中止）
※月・火・水・金曜日は13時30分、木曜日は13時40分から始業
 - ・午前 11時現在、警報発令中の場合…臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報・洪水警報等の長時間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、「学校ホームページ」や「保護者連絡ツール」等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

※特に、全市的に警戒レベル4が発令された場合などを想定しています。

＜裏面もご覧ください＞

4 大宅学区に警戒レベル4が発令された場合について

○水害に対する非常措置について

本校の校区である大宅学区は、「山科川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。大宅学区に水害に対する警戒レベル4が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

○土砂災害に対する非常措置について

本校の校区には「土砂災害警戒区域」が含まれています。大宅学区に土砂災害に対する警戒レベル4が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

5 在校中に特別警報や暴風警報が発令された場合について

直ちに臨時休校とした上で、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、その後、以下のように対応いたします。

特別警報…別紙「災害緊急時の児童引渡しについて」でお伝えしています通り、保護者へ引き渡します。

暴風警報…町別ごとに集団下校（希望された家庭のみ保護者へ引き渡します。）

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

在校中に特別警報が発生した場合の動き（図） 在校中に暴風警報が発生した場合の動き（図）

